

平成20年度一般会計補正予算（第6号）の 知事専決処分について

平成21年3月24日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

平成21年3月13日の強風により、県内で広範囲に発生したビニールハウスの倒壊などの農業被害について早期の復旧を図るため、本日、必要な予算措置を地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により行った。

2 補正額 15百万円（補正後予算額 515,128百万円）

3 補正予算の内容

【歳出予算】

○農業復旧対策事業（平成20年度強風災害対策） 15百万円

【歳入予算】

○地方交付税 15百万円

【債務負担行為】

○平成20年度強風災害対策資金利子補給金 12百万円（H21～35年度）

○農業信用基金協会損失補償金（平成20年度強風災害対策資金）
15百万円（H21～38年度）

【繰越明許費】

○農業復旧対策事業（平成20年度強風災害対策） 15百万円

《参考》事業概要

[補助事業：農業復旧対策事業（H20強風災害対策）]

対象者	認定農業者、農業法人、集落営農組織、共同生産組織等
対象経費	生産基盤復旧費 (パイプハウス撤去・整備費、附帯施設・果樹棚整備費、果樹植栽費)
補助率	市町村補助金の2/3以内（上限：事業費の1/3）
予算額	15,000千円

[融資事業：平成20年度強風災害対策資金]

対象者	認定農業者、農業法人、集落営農組織、共同生産組織等		
対象経費	生産基盤などの施設・設備復旧費及び運転資金		
融資枠	99百万円		
融資利率	1.6%（基準金利 [2.85%] - 県利子補給 [1.25%]）		
償還期間	施設等資金：15年以内（据置3年以内） 運転資金：10年以内（据置3年以内）		
債務負担行為	利子補給	期間：H21～H35	限度額：11,764千円
	損失補償	期間：H21～H38	限度額：14,850千円